

令和 3 年 7 月 2 7 日

第 3 学年保護者の皆様へ

尾道市立日比崎中学校
校 長 宮 里 浩 寧

修学旅行の実施について

平素より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組に係り、生徒はもとより保護者の皆様にも大変なご心配をおかけしております。

さて、今年度の修学旅行については5月18日付けのお知らせで案内しましたように、8月24日（火）・25日（水）の一泊2日で準備を進めているところですが、4月の説明会で配布しました「令和3年度修学旅行の実施について」に基づき、実施の4週間前（7月27日）に実施の可否を判断することになっております。

つきましては、現在（7月26日）の状況を実施の判断の3項目の基準に照らし、校長会、尾道市教育委員会と協議した結果、全ての項目で基準の範囲内にあると判断し、8月24日（火）・25日（水）に修学旅行を実施する方向で決定いたします。

注) 人口 10 万人あたりの 1 週間の「新規感染者の報告数」7 月 26 日現在

香川県(3.24 人)徳島県(4.95 人)高知県(5.59 人)広島県(6.81 人)

緊急事態宣言や都道府県をまたぐ移動の自粛、休業要請それに準ずる呼びかけ

広島県及び旅行先の香川県・徳島県・高知県には出ていません。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大状況により、直前に中止となる場合も考えられます。（キャンセル料が発生します。）保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(参考)

＜実施にあたっての判断基準＞

- ① 旅行先における地域（県）の感染状況について、人口 10 万人あたりの 1 週間の「新規感染者の報告数」が 15 人未満（ステージⅡ以下）（注）であること。
- ② 国や県及び本市並びに旅行先の自治体からの緊急事態宣言や都道府県をまたぐ移動自粛、休業要請または、それに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- ③ 保護者に「修学旅行参加確認書」をとり、参加する保護者の同意が得られること。